

JPUC INFORMATION

廃車買取サービスの契約締結後のキャンセルに伴う 解約手数料の相談が増えています！

JPUC車売却消費者相談室には、さまざまな車売却の相談がありますが、その中で「廃車買取サービスへ問い合わせをして、廃車および買取の依頼を口頭で承諾した後にキャンセルを申し出たら、違約金を請求されている。契約の時に違約金の説明は確かに受けたが、支払いをしなければ契約解除できないのか」「口頭で契約は成立するのか」といった相談が多く寄せられています。

契約は電話またはメール、ファクスでも成立し、書面による契約と同様の責任を負うこととなります。しかし、消費者契約法第9条第1号では、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分」を無効とすると規定しています。

解約手数料（キャンセル料）を請求された場合には、その内訳や合理的な根拠を書面で求め、それが妥当なものなのか確認する必要があります。

こういったトラブルに遭わない為にも、事前に消費者の方が、

- ①キャンセルするようなことがないように、十分検討してから契約を取り交わす
- ②廃車買取サービスを行う運営事業者のホームページに載っている利用規約を十分確認する

なお、四輪自動車はクーリング・オフの適用除外物品なので、クーリング・オフはできません。

以下は、各廃車買取サービスの運営事業者の利用規約に載っている事例ですので、参考にしてください。

本サービスの利用者は、本サービスの申し込みを当社に行ってから契約解除をする場合、契約解除に伴う手数料として一律30,000円を負担するものとします。

ご成約後すぐに積載車の手配をかけてまいります。
日程変更・時間変更はいつでも可能ですが、ご成約後にお取引自体のキャンセルになる場合は、キャンセル料金30,000円がかかりますのでお取り止めのないようお願い致します。

成約後のキャンセルの場合は、契約解除の手数料として一律30,000円をご請求させていただきます。

契約は双方の合意によって成立するものとし、以降、利用者の都合によりキャンセルをされた場合、違約金として別途30,000円を申し受けるものとします。
また、お引き取りの前日および当日の日時の変更は、手配にかかる費用として別途30,000円を申し受けますので予めご了承ください。

お車の引取・持込日より起算して30日前からキャンセル料が発生します。
30日前 … 10,000円
7日前 … 15,000円
当日 … 20,000円

<成約後のキャンセルに関わる手数料を請求しない例>
ご成約後のキャンセルは手数料がかかることが多いんです。でも、〇〇〇は無料ですのでご安心してお問い合わせください。